

75歳以上(※2)
の皆さまへ

平成30年度(※1)から、医療保険料 の軽減率が変わります

(※2) 65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

75歳以上(※2)の方の保険料は、

- ① 年収に応じて納めていただく部分 **所得割** と、
- ② 全員に納めていただく定額部分 **均等割** があります。

⇒ 平成30年度(※1)から、75歳以上の方の軽減率が下のように入ります。

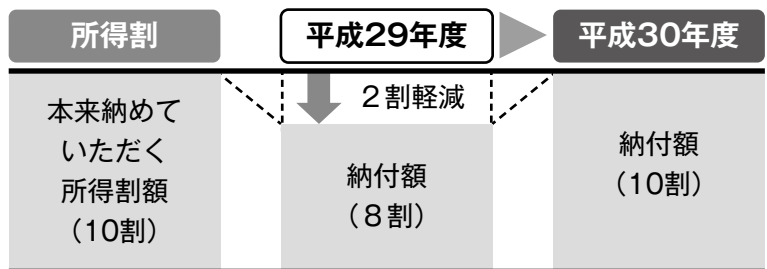
(※1) 平成30年度の保険料改定により、皆さまの保険料の支払い額が変わるのは、振込み・口座振替等の方で7月から、年金引き落としの方で10月からとなります。(お住まいの市区町村によっては時期が異なる場合があります。)

1 所得割が変わる方

年収 約153万円～約211万円の方

※年収は年金収入のみの方の金額。

平成29年度の所得割は
特例的に**2割軽減**されていましたが、
平成30年度から本来納めていただく
所得割額になります。
(均等割の定額部分は変わりません。)



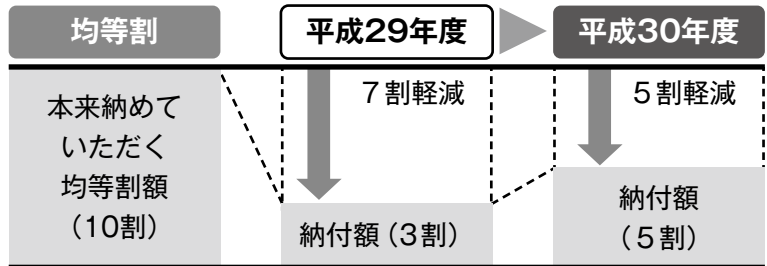
2 均等割が変わる方

元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険、共済組合などで被扶養者であった方

特定の要件の例 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成29年度までの均等割は、
特例的に**7割軽減**されていましたが、
平成30年度は**5割軽減**になります。
※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が
低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)
が受けられます。



保険料を年金からの引き落としで納めている皆さまへ

年金からの引き落としの場合、
前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、
後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。
そのため平成29年度よりも平成30年度の保険料額が増える方
についても、実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。

